

平成27年度第2回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会会議録

1 日 時：平成27年8月20日（木） 13:30～15:40

2 場 所：越谷市中央市民会館4階第13～15会議室

3 出席者等：

- (1) 出席委員：11名：朝日委員、岩本委員、高野委員、阿保委員、小柳委員、松澤委員、新美委員、伊藤委員、猪股委員、三田寺委員、門間委員
- (2) 欠席委員：7名：豊田委員、松田委員、岡野委員、飯野委員、宮下委員、松村委員、瀬戸委員
- (3) 事務局：鈴木福祉部長、斉藤子ども家庭部長、渡邊子ども家庭部副部長、山元障害福祉課長、高橋子育て支援課長、角屋障害福祉課副課長、山崎障害福祉課副課長、森田子育て支援課副課長、田中障害福祉課主幹、小西障害福祉課主幹、岩崎障害福祉課主事

4 傍 聴 者：2名

5 次 第

1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会

《2 議事》

(1) 報告事項

- ① 第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について
- ② 第3期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

(2) 協議事項

- ① 第4次越谷市障がい者計画の素案について

6 会議資料

- ・ 会議次第
- ・ 第3次越谷市障がい者計画進捗状況報告（平成26年度）【資料1】
- ・ 第3次越谷市障がい者計画進捗状況一覧（平成26年度取り組み内容）
【資料2】
- ・ 第3期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告（平成24年度～平成26年度）
【資料3】
- ・ 第4次越谷市障がい者計画（素案）平成28年度～平成32年度
（2016年度～2020年度）【資料4】
- ・ 席次表
- ・ 事務局職員等名簿
- ・ 委員名簿

【内容】

1 開会

越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。本日は委員総数18名のうち11名が出席しているため、会議が成立することを報告。

——朝日分科会長あいさつ——

越谷市社会福祉審議会条例・第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事進行。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審議会条例・施行規則・第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、承諾。

——傍聴者の入室——

2 議事

【報告】 ①「第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について」

②「第3期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について」

事務局：《資料に基づき説明》（資料1・資料2・資料3を参照）

- ・第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について
- ・第3期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

議長：事務局から、特に数字の変動が大きかったものに焦点をあてて説明いただいた。委員の皆様からはそれ以外のところでもお気づきのところがあったら、ご意見やご質問をお寄せいただきたい。

委員：資料1の4ページに、「障がい児学童保育の充実」という項目があるが、過去の25、26年度は児童生徒数が0人。27年度の目標値は40人となっているが、現状はどうか。

議長：27年度は始まったばかりのため、今日の報告事項には無いかもしれないが、もし現状なども含めてご紹介いただければと思う。

また、資料3「越谷市障がい福祉計画の進捗状況報告」につ

いて、最初に説明があった26年度の数値目標の進捗状況で、入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、実際には国の方針などもあり計画策定では数値目標は設定されていなかった。そこで、目標設定は無いが、役所の窓口での実感で結構なので、この越谷の地で入院中の精神障がい者の方の地域生活への移行が進んでいるのかいないのか、実感レベルで結構なので教えていただければと思う。

もう一つ、就労系はかなり事業所が出来たことで、それがあ
るかないかで、かなり数値、実績に効果があると改めて感じた。
同じ資料3【必要見込み量一覧】で、注意深く見なければいけ
ないのが、必要量に対して実績が低かったサービスの箇所にな
る。必要量は見込みで、実際に必要なかったのであれば、悪い
ことではない。しかし、たとえば必要量は高かったが、実際に
サービスが使えなかったために実績が低いのは、大きな問題に
なる。そういう観点で見ると、たとえば短期入所の必要量が4,
007日分だが、実績は2,326日で、むしろ平成25年度
より減っている。これが短期入所を使わなくて済んだのであれば
良いが、使いたくても使えなかったのであれば、この数字を
どう読み取っていくのか。

同じように地域定着支援は0ということで、それを必要とす
る人がいなかったのか、あるいは必要としたが移行支援をして
くれる事業者がなかったのか。このような視点で全体を見渡し
ていく必要があると思う。

委 員： 就労継続支援A型の実績がとても増えていて喜ばしい。実際に
就労している方の実績、内訳、職種など、たとえばサービス業、
お店の売店等に勤めているなどが分かったら教えていただきたい。

事 務 局： まず「障がい児学童保育の充実」の部分について。障がい児
学童保育の充実という事業は、第3次の障がい者計画を作った
当時に、特別支援学校に通う児童生徒の放課後対策として進め
られてきた事業であった。25年度から施設も利用者も0にな
っているのは、この間、最初は障害者自立支援法の改正と児童
福祉法の改正があり、児童デイサービスができた。それが現在
は、放課後等デイサービスでやっている。障がい児学童保育は、

特別支援学校放課後児童対策事業という名称で、特別支援学校の生徒を対象としていたが、現在は放課後等デイサービス事業となり、学籍のある児童生徒であれば、障がいのある、あるいは障がいのあると思われる児童生徒は、子育て支援課に相談いただき、支援していくかたちに移行している。事業が後退したのではなく、新たな枠組みに広がり、現在も利用されている。放課後等デイサービスの事業所も市内に増えてきているため、利用者も相当増えている現状にある。

続いて、入院中の精神障がい者の地域生活移行は、障害福祉課における窓口での実感として、障がい福祉としてはまだ進んでいない気がする。ただ、医療観察法等で入院されている患者さんに対する退院後のケアカンファレンスで、そちらの病院等からの会議のお知らせがきて、そこへの参加は現実にある。その結果、まだその地域に積極的に入れているという状況ではない。

ただ中核市移行に伴い、保健所精神保健支援室があるため、この部局と障害福祉課の方で精神障がい者に対する福祉と医療を若干区分している。いままでは越谷市に保健所がなく、直接、病院と福祉という関係だった。中核市移行で保健所ができ、医療機関と福祉の間に市の機関の保健所が組織上、入るというように、この保健所が設置されたメリットを生かしていければと考えている。

次に、障害福祉サービスの実績の部分で、短期入所の利用日数に大きく変動があった要因としては、知的障がいの方の利用がある。全体的に短期入所の施設というのは非常に少ない。構造上、入所施設に併設というかたちが主流だったこともあり、入所施設ができないと短期入所のベッドも確保できない構造があった。このため、なかなか短期入所のベッド数が増えない。ただ、この利用日数については、知的障がいの方が虐待で、どうしても入所が必要な方が、やむを得ず長期に渡って短期入所というかたちで生活の場を確保することもあり、若干この要因で変動することもある。ただ、全国的に見ても、ショートステイのベッド数は不足していると言われている。

また地域定着支援について、このサービスが24時間の連絡体制を確保し、緊急の事態に相談や必要な支援を行うかたちをとっている。サービスを提供する側は24時間体制で、非常に

難しいサービスになる。一応指定をとっている事業所が一事業所しかないこともあり、現状としては、このサービスを利用したいという相談は無い。

就労継続支援A型については、就労継続支援A型の事業所からどれだけの一般就労者が出ているのか、きちんとした数字はまだ把握できてはいない。A型事業所ではなく就労移行支援事業所（2年間就労の訓練をして、一般就労を目指すというもの）は、市内にもいくつか事業所があり、平成25年度の実績では22名が一般就労につながっている。ただ、就職すれば良いということではなく、どう定着していくのか、離職された方をどう支援していくのか、トータルで就労支援を行うことで、引き続き現場の事業所の皆さまには一生懸命努力をしていただいている。

就労継続支援A型事業所については、現在越谷市に3カ所あり、定員が30人、20人、20人の合計70人となっている。平成24年度までは1カ所も無かったため、25年度以降だけで3カ所、計70人の定員の事業所が越谷市内にでき、確実に受け皿は広がっている。一般就労に繋がっていく人数も比例して多くなると見込んでいる。

議 長： A型は雇用契約を結ぶことを前提としているため、時間給で言えば最低賃金が保障されているが、おそらく質問のご意図の中には、最低賃金が保障されているので、一週間や一日だけ来れば良いとなると、働いているときは最低賃金が保障されて労働者として扱われる。しかし、一人の生活者として見た場合、それでは生活ができないため、どのような作業に従事しているのかによっても、まさに職業生活の質の問題に関わってくる、というようなことも発言に含まれていたのではないかと思います。

委 員： 資料をお作りになられるご苦労も大変ですが、3日前に受け取るこちらの苦労も是非お察しいただきたい。勉強不足の点もありますが、さまざまな事例が出ている資料2から取りまとめて質問と意見をさせていただく。

1 ページ4 番目（2 講演会・フォーラムの開催）の障がい者理解についてで、行われた講演「健康に大切な睡眠」は、障がい者理解につながる講演だったのかどうか。

1 3 ページ 3 番目（1 障がい者雇用の啓発）の障がい者の雇用の啓発でパンフレットを配布されたその効果について。

1 4 ページ 4 番目（4 授産品の販路拡大）の複数の障害福祉サービス事業所等で共同して仕事を受注するシステムの状況、それから販路拡大で市役所内での販売の検討は行われているのかどうか。また 7 番目（2 地域活動支援センター等の充実）の工賃収入の向上についてのコメントが無いが、工賃向上についてはどのようなになっているか。

1 6 ページ 6 番目（6 身体障がい者補助犬の利用促進）の身体障がい者補助犬の実際の越谷市の状況、数字はどうか。

2 1 ページ 2 番目（2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設）で、視覚障がい者用の点字ブロックを千間台西 5 丁目にブロックを整備したということだが、千間台西口は県大方向に向かって大きな通りがある。左右の歩道には交差点付近に点字ブロックが一部敷設されているだけで、メインの誘導ブロックや長い距離を誘導するようなブロックの敷設がない。ところが、イオンのところに交差する左右の道路の左（イオンを見て左に曲がった両方）にかなり立派な点字ブロックが敷設されている。途中切れたりもしているが、何故メインの公共的施設ではないのか。予算があるため、いきなりそこに敷設とはならないのかもかもしれないが、多少視覚障がい者の関係の市民団体に所属している立場からいっても、何故メインの道の点字ブロックの敷設よりも、イオンのところに付けられたのかが分からない。逆に言えば、どのようなリクエストをすれば付けていただけるのかお伺いしたい。

事務局： まず 1 ページ 4 番目（2 講演会・フォーラムの開催）の啓発イベントの推進の講演会フォーラムの開催については、精神障がいの正しい知識の普及啓発を目的に行っている。そのような観点から、精神障がいといえる心のバランスの意味で、それに対して睡眠をひとつのテーマとして講演を行った。アンケート結果を手元に持っていないため正確なことは言えないが、睡眠の大切さがよく分かったというアンケート回答を記憶している。

1 3 ページ 3 番目（1 障がい者雇用の啓発）は、産業支援課の窓口で周知は行っているが、そのあたりの効果について産

業支援課に話を聞いていないため、明確な事は言えない。ただ、これに関連して、障害福祉課で運営している障害者就労支援センターの受託者が、今年の6月から越谷市社会福祉協議会の方になった。今後、企業へのPRという面で、この社協が持っている法人会員の枠組み、そのコネクションがあるため、産業支援課の窓口だけでなく、障害者就労支援センターを通してこの法人会員への障がい者への就労支援の取り組みを周知できる状況になっている。これを使って啓発が従来より広がっていくと思っている。

14ページ4番目（4 授産品の販路拡大）の複数の障害福祉サービス事業所等で共同して仕事を受注するシステムは、1つの事業所で仕事を受注しても、量が多かったり、短期納品のような作業の場合、1事業所が受注してもできないことが、複数の事業所で受注すれば、できる可能性があるという取り組みになる。現在、越谷市の21事業所に参加していただき、越谷市で導入した場合にどのようなやり方があるのか、事業所の自発的な発想のもと検討を進めていただいている。

実際にできるかどうか、課題も多く、難しいところはある。一方、現在、国の法律で障害者優先調達推進法があり、市役所を始めとして官公庁は障害者施設に対して優先的に物品の発注が義務付けられている。市の考えとしては、現在、義務化はスタートしているが、越谷市内の事業所に対して、できるだけこの仕事を発注していきたいと思っている。

ただ、そうなった場合、越谷市の事業所がそれを受け入れる体制ができていないと、なかなか発注もしづらい。仕事を出すことが義務になっているが、越谷市に受け皿がないとなれば、基本的に市外の事業所に市役所からの仕事が流れていく。それはもったいないと市も考えており、なんらかのかたちで複数の障害福祉サービス事業所等で共同して仕事を受注するシステムが越谷市内にもできればと、市の職員も参加して皆さんとの検討会を進めている。従って、そういったものが軌道に乗れば、受注機会は拡大するため、当然、特に就労継続支援B型の事業所の工賃の向上に繋がっていくと考えている。

今、埼玉県が打ち出している就労継続支援B型事業所の工賃向上計画の目標は月2万円となっている。数年前に市が行ったアンケートは手元にないため、具体的な数字は話せないが、ほ

とんどのB型事業所がこの半分もなかったと記憶している。従って、この複数の障害福祉サービス事業所等で共同して仕事を受注するシステムと優先調達とを両輪で進めていくことが将来的な工賃向上につながっていくと考えている。

議 長： 製品販売を市役所の中で取り組むようなことの検討は。

事 務 局： 市役所の地下にある社協が行っている売店で、しらこぼと工房で作ったパンやクッキーの販売もしている。また、市役所1階のロビーにショーウィンドウで各事業所の授産品を展示し、そこに連絡先の電話番号を出している。購入希望の方はこちらに連絡してくださいという旨の啓発をしている。

また、ステップ工房で名刺印刷をやっていただいているので、市職員は自前で名刺を作成しているため、各職員に対してステップ工房を使ってくださいと庁内のフォーラム掲示板で宣伝している。一方、ひかりの森で名刺の点字をやっていただいているので、ステップ工房で買い、そのままひかりの森で点字を打ってもらってくださいと、障害福祉課で職員に対して啓発をしている。

次は、16ページ6番目（6 身体障がい者補助犬の利用促進）は、埼玉県が購入費を助成して支給するという仕組みで、申請そのものは市町村窓口でやっている。全額自費で購入されると市では把握できないが、越谷市で現在、市民の方で盲導犬を公費で購入をされている方がお二人いる。お一人はマッチングをしている段階で、まだ犬がきていないと思われる。実際に使われている方はお一人になる。この事務については、中核市になり県から苦情の処理が市に降りている。盲導犬を利用されている方がお店で「店に盲導犬入れるなよ」といったことを言われたときの苦情の窓口、相談窓口で承っているが、現在そのような苦情は入っていない。

21ページ2番目（2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設）は、基本的には建設部や障害福祉課などが庁内で相談をしながらと考えているが、基本的には駅を中心とした歩行者ネットワークを意識して計画している。実際にすべてが上手くできているかということ、なかなかそうでもないところもある。障害福祉課でも道路建設課でも、ご要望として承れば、検討させていた

だきたい。

議 長： これらの第3次障がい者計画の進捗状況を委員の皆さま方が踏まえて、第4次計画の素案について協議していただくための素材ということで受け止めていただければ思う。

いったんここで報告事項は一区切りとし、議事の（2）①第4次越谷市障がい者計画の素案に移り、協議の進め方は、基本的には第Ⅰ編から順に章ごとに事務局から説明し、皆さまからご意見を伺うというかたちで進めていきたい。

【説明】 ①「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 I－1

事務局：《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案について

『第Ⅰ編 計画の基本的な考え方』

「第1章 計画策定の趣旨と計画の期間」について

議 長： 前回の分科会でも、「障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生活する地域社会」という表現が現行の第3次計画との変更点ということで示された。そのあたりも含めて、計画の趣旨と期間についてご意見ご質問等をいただきたい。

委 員： 最初の「1 計画策定の趣旨」で、「お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生活する地域社会」という箇所が変更になったということだが、これは障害者基本法の総則の目的の第一条にある「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」という言葉をそのまま持ってきたという印象がある。このような法律、法規は大変堅い言い方で書かれている。そこでは非、私たちの障がい者計画ということで、平易な文言でお願いしたい。やはり一度堅い文章は噛み砕いたうえで提示していただくのが、自治体の仕事という印象がある。もちろん障がい者の中には知的障がいもおられるので、なるべく平易な言葉で語っていただくのが良いと思う。

議 長： 具体的にこの文言が言わんとしているところは理解しているが、表し方としてより分かりやすいものが良いという意見。

- 委員： 私も同じ意見で、分かりやすい方が良いと思う。
- 議長： 今日は少人数である点を生かして、皆さまから感覚的でも結構なので、ご意見を戴ければと思う。
- 委員： 私としてはこのような文言が入っているのは素晴らしいと思うが、人によっては難しいと考えられることもあるのではと思う。
- 委員： 人格など、そういった言い表し方は、民生委員の信条の中にも人格と人権など書いてあるが、非常にわかりづらい。皆さんに聞いて、もう少しわかりやすい言い表し方をしていただければと思う。
- 委員： 私自身少しわからない。申し訳ない。
- 委員： ここに書いてあるようなことは、これはこれで良いと思うが、実際にもっとわかりやすく、皆が理解できるような言葉でお願いしたい。
- 委員： 私は知的障がい者の家族の一員で、人格と個性が知的障がい者の福祉の歴史の中では非常に軽視されてきたので、ここに人格と個性がはっきりと書かれているのが大変嬉しい。特に、これ以上、どう噛み砕くのかなとも思う。知的障がい者は、非常に人格とか個性を他者の方が理解するのが難しい障がいで、その人が今あるべき姿を丸呑みしてもらうしか、知的障がい者を受け入れていただく手立てとがないように私は思うので、この表現でも私は構わないと思う。
- 委員： 考え方としては、時間との勝負だと思うが、その間に見直しなり平易な文章に置きかえることが可能であれば、検討するのは良いと思う。ただ法的な部分（法律や名称）など、変えられない部分はあるため、どうしても堅くなってしまうこともあるかと思う。基本的な考え方に関することと、実際に市民や一般の方に啓発するためのリーフレットなどで、次の段階でさらに

受け止めやすい、何かそういった啓発の仕方もあるのかなと思う。

委員： 計画策定の趣旨で、人格と個性を尊重し合うというのは適切な言葉と思う。さらに知的障がい者の団体の方からそれで良いということで、安心した。

副分科会長： みなさまの意見と同じだが、どうしても越谷市の上に県があって、県の上に国があってということで、すべてが法律で縛られながらの計画になり、ある程度ボリュームが出てきてしまうのはやむを得ないのかなと思う。

新しい法律が施行された、一部改正があったと、その積み重ねの上で現在があるので、そういったものを踏まえないと、どうしても文章化できない難しさがあることは私なりには解釈している。

議長： おそらく、「お互いに人格と個性を尊重し合い、共に生活する地域社会」に反対の方はどなたもいらっしゃらないと思う。あとは、この計画の理念としてどのような表現方法が適切なのか、もう少し庁内策定委員会で揉んでいただき、今日は率直なご意見をここでいただいたということに留めておきたいと思う。

【説明】 ①「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 I-2

事務局：《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案について

『第I編 計画の基本的な考え方』

「第2章 障がい者の現状と計画の課題」について

議長： 23ページのところで、自助・共助・公助の3つの相互作用については3次計画のところでも示されているが、ここに個人の自助努力だけというところに、「本人や家族による」ということが書き加えられた。これについてはどうか。

委員： 普段から家族の方は大変な思いをして介護されている。あえて自助のところに家族による支え合いや助け合いというのは、私個人としては入れなくても良いのではないかなと思う。

委員： 第4次の計画で一番注目しなければいけないのは、第3次から第4次の間に非常に多くの法律ができて、さらに日本国憲法が今でも一番、その次に基本法、個別法があったが、そこに権利条約が入ってきたことで、権利条約が2番目の上位法になった。そのため、そこを基本に入れていかないと、第4次計画の意義が薄れてきてしまうように思う。

確かに自助・共助・公助はとても大切なことで、たとえば自助、自分と家族にとって、確かに障がいというのは誰の責任でもなく、生まれながらに負わされる側からすれば、「これ以上どうすればいいんだ」というような、「これ以上、頑張っても、頑張っても、健常にならないのが障がいです」ということになる。それをもっと頑張れと言われても、頑張りがない。共助のところには、権利条約や来年度から始まる差別解消法に出てくる合理的配慮が、一番入ってこなくてはならない部分だと思う。何故、法ができたかという法の中の一番大事な部分を盛り込んでいただけたら良いのかなと思う。

議長： お二人のご発言に共通するところは、先ほどの意見にもありましたが、障害者権利条約を批准して、今回初めて次の計画ができる。おそらくご家族で障がいのある家族構成員のために支え合うというのは、ごく自然なかたちであると思う。そういう方がきっと多いと思うが、はじめからそこを前提とするとなると、今度は障がいのある方の権利を保障していくときに、ご家族の意思と違う場合、どのように解決していくのかといった問題が生じる。これに代表されるように、やはりご本人とその障がいがない人との平等を基礎とする権利の行使で、きちんとそこに落とし込んでいくと、おのずと家族との関係などより、ご本人の権利性のところに着目をした書き方になる。かといって家族の支え合いを否定するものでは決してない。少し難しい課題だが、今の議論の中では、そのような検討がさらにあると良いと思う。

【説明】 ①「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 I-3, 4

事務局：《資料に基づき説明》（資料4を参照）

・第4次越谷市障がい者計画の素案について

『第I編 計画の基本的な考え方』

「第3章 計画の基本方向」「第4章 施策の体系」について

委員： 3つの視点というのは誰の視点なのか。

事務局： 市全体の立場からの視点というかたちで捉えている。

委員： まず、最初の基本理念だが、この文言は障害者基本法から持ってきているということで、個人的にも周りの人の話を聞いても、やはり分かりづらいということで、基本理念はシンプルでみんなに分かりやすい言葉のほうが良いという意見が多い。

そして、基本理念というかたちで、この一冊を通じて各所に出てきて、後にも出てくるが、「障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生活する地域社会」が基本理念となっているので、そこをどう扱っていくか話し合った方が良いと思う。それから視点は市全体とお答えいただいたが、ノーマライゼーション、リハビリテーション、エンパワメントを日本語に直接訳す言葉が存在していないと思う。これが自立・共生・社会参加になると、私の個人の印象だが、視点ということでは現行の第3次計画の方が障がい者自らの視点に立っている見方と思う。

ところが第4次計画になると、印象だが「自立しなさい、共生しなさい、社会参加しなさい」という少し行政からの上からの言葉のように感じてしまう。なぜかという、たとえば「自立」を広辞苑で調べると、「他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること、独り立ち」となっている。ところがエンパワメントというのは、本来権限を与えるところからスタートしていると思うが、そのうちに女性が力をつけるべきという場面で使われるようになり、いまや福祉の世界でもエンパワメントは、もともと持っている物を引き出して生かしてということを含んでいる印象がある。それが自立という言葉になると、せつかくの良い意味をいろいろ含んでいたにも関わらず、それが失われるような気がする。この良い言葉を直訳する日本語が無いという意味で、やはり共生も私は第3次計画の言葉をそのまま使う方が、障がい者の立場からも良いと思う。基本理念についても、

平易な言葉でやってほしいということを再度言わせていただきたい。

委員： 要するにこの考え方の基にあるのは、障がいのある人もない人も共に学ぶ、共に生活する、共生するで、ここの委員さんは障がいのある人の関係者の方々が多く占め、その方々が障がいのある人もない人もということで、ある人の方の立場からばかり話がいつている。なぜそう思うかというと、たとえば、自助・共助・公助もそうだが、あるいは自立・共生・社会参加、それを障がいのある人とない人というふうに文言上はどうしても出てくる。それは変えられないと思うが、ここにいる方々は、事務局にも教育関連の方々は誰もいらっしゃらない。そうすると、たとえば資料４の２７ページ「教育・育成の充実」の「障がいのある子どももない子どもも地域で共に学び……」についてここで議論している。だがそれは関係者の居ない中で、話をしていただけではないか。障がい者に直接的には繋がらず、間接的には繋がるでしょうが。

なぜそのようなことを思うかというと、ここで、たとえば先程の自助・共助・公助という考え方は、学校教育のそのものに当てはまる考え方だと思うことにある。たとえば通常の小中学校においても、不登校の子、虐待受けてしまった子、病気の子、けがをする子、夜出ていって帰って来なかったりする子、さまざまなことを抱えている。そうすると、そのあたりそれぞれの担当の整理はどこかでしておく必要があるのではないか。

というのも、ここで話をしていても、肝心の小中学校や市の教育委員会の方でこの話はよくわかっていないということになる。リアルに理解する機会がないため、ここで話をしていても、ここだけの話になってしまうのではないか。できれば今ここで話し合われている事柄のいくつかの重要なことは、それそのものが学校教育そのものにダイレクトに関係してくる内容のような気がする。そのあたりのパイプを是非太くしていった大きくことを前提に、話を進めていくと良いと思う。

委員： 確かに福祉の用語というのは、必ずしも日本からではなく、かなり福祉の進んでいる欧米などから来るため、それを直訳するというのは非常に難しいと思う。ただ私たちは障がいのある

家族の者として、障がいのない方とお話をしているときに、「ノーマライゼーションが……」と言ったとき、「なにそれ。そんなカタカナ語を使われても私たちはわからない」と言われる。それは頭から否定されることになるので、できれば日本語に訳していただいた方が分かりやすい。

視点が誰かということで、越谷市全体の視点ですというお答えがありましたが、それは多分言い間違えたか何かだと思う。それはこの障がい者計画という計画を作り、それで実践していくのは行政だけではなく、私たちも実践していかなければいけない。一般地域社会の方たちにも実践していただかなければならないわけだから、その越谷市全体の視点というのは、越谷市民全体の視点という風に捉えれば良いと思う。

「自立しなさい」と言われたとは私は思っていない。知的障がい、特に重度・最重度の人の場合、それから発達障がいは現在は非常に注目されているが、今まで注目されていなかったため、現在、だいたい24、25歳ぐらいになってしまった人たちというのは全く救いがない。就職できない、かといって福祉施設にも入れない、非常に難しい立場の人たち。こういう人たちをどうフォローしていくかとなると、やはり支援者が必要になる。それは、一般の人であったり、行政であったり、あるいは私たちのような団体であったり、これは全体の問題として全体の視点として捉えれば良い。対立しているわけではないので、計画があって、皆で実践していくと捉えていけば良いとすごく思う。

私的な話になるが、7月にサンシティの会館で県大会というものを行った。県大会は、ひとつには「知的障がい者の団体がこういうことをしていますよ。皆さん見てくださいね」ということもあって、障害福祉課の方たち、市長はじめ皆さん大変なご協力をいただき行っていた。そのときに、会館の中のポルティコホールで県展というのをやっていて、そこだけが一般の健常な方たちのところという別世界のようにになっていた。そこに受付があり、一般の男性が「なに、この騒ぎは」みたいなことを受付の人に聞いていた。たまたま私も後ろを通っていたが、受付の方がすごく声を小さくして「障がい者の人がね、なんかやってるのよ」と言ったら、聞いた男性が「あ、こっち？」と、頭上で指をクルクルするジャスチャーをしていて、笑えばいい

のか、怒ればいいのかわからなかった。それがまだ越谷の現実のなので、それを違う方向に持っていくための障がい者計画であってほしいと思う。

しかもこの基本方針の7番目に新しく権利擁護が独立して入ったことは、全然権利を擁護されてこなかった知的障がい者や精神障がい者の立場からすると、とても嬉しい。権利は、権利条約の権利にしても、ふりかざす権利ではなくて「あたりまえの皆さんの持っているものを私たちにも頂戴ね」という簡単なことだと思っている。言葉の問題ではなく、気持ちの問題として進めていっていただきたいと思う。

議長： ここで最終的な文言を決めることではないので、これからの策定作業に今日のご意見を生かしていただきたい。先程、事務局からもあったように、障がい者計画は、対象はすべての市民ということになる。そのことを想定しながら、ただ課題の重要さなどを示していくためには、やはり第一義的な当事者である障がいのある人の生活の実態像やその思いから入っていかないと、全体のものになりえない。対立するものではないが、この二つの作業を同時に、ここの理念なり柱にいかに関与していくかというところで、ここはまた事務局に頑張ってもらいたいと思う。

【説明】 ①「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-1

事務局：《資料に基づき説明》（資料4を参照）

- ・第4次越谷市障がい者計画の素案について
- 『第II編 施策』
- 「第1章 啓発・広報の推進」について

委員： 広報部分の「ふれあいの日」について、第3次計画の進捗では動員が5,000人とずっと変わっていない。また、子どもたちに描いてもらっている障害者週間のポスターの数が非常に減っている。子どもたちの夏休みの宿題など、いろんな形で出していたものがなくなった理由はわからない。大人は見てわかったり、いろいろ理解度はあるが、子どもには障がいのことがよくわかってもらっていない。そういったことから、子どもたちに理解してもらうことがこのふれあいの日には大事だと思って

いる。

そのため関係者ばかりのふれあいの部分が非常にあり、本来の私たち関わる立場としては、一般の方にたくさん来て知っていただくのがこの啓発の一番の目的だと思う。そのため、それをここに盛り込んでいただいた分、もっとさまざまな方法を考えていただかないと、いつも関係者のみで終わっているような気が少しした。これはあくまで私の感想ではあるが、毎年お手伝いさせていただいていてそう感じた。

【説明】 ①「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-2

事務局：《資料に基づき説明》（資料4を参照）

- ・第4次越谷市障がい者計画の素案について
『第Ⅱ編 施策』
「第2章 保健・医療の充実」について

委員： 地元で越谷特別支援学校があると思うが、常時医療的ケアを必要としている子どもたちがいる。その医療的ケアを必要とするかなりの子どもたちがこの越谷市内に在住していると思う。そういった医療的ケアに関する負担というのは、基本的には家庭でおそらく四六時中やっているとと思う。だが、結局それが叶わない場合もあると思う。そういった緊急対応のようなシステム、最近の新聞報道、テレビのニュースでどこかでそういう所ができたという話をやっていたと記憶するが、越谷市においてはそのあたりはどういう状況になっているのか。

事務局： 松伏町に社会福祉法人東埼玉で運営される中川の郷療育センターがあり、越谷市を含む5市1町で運営を支援している。今この施設においてもさまざまな課題が出ており、今言われた緊急的、一時避難的なベッドの確保の必要も課題となっている。このあたりについては、引き続きこの施設の支援のありかたについては検討していきたいと思う。

委員： 「4 障害者保健・医療体制の整備」の所で、前のものと照らし合わせると、“地域リハビリテーション”が抜けている。次の地域医療体制の充実でも、“病院と診療所が連携体制をとる”というところがなくなっている。なにか理由があるのか。

事務局： まず、市民健康課で実施していた機能訓練事業が、参加者の減少などから外部評価を受け、平成26年度をもって事業が終了となった。そのため今回それに関連する部分はすべて削除となっている。また、病診連携はすでに一般的に進んでいるので、推進として改めて載せる必要はないということで、今回は削除した。

委員： 知的障がい者の場合は、自身の身体の異変を表現することが非常に難しいため、どんなに医療が進んでも、高度な医療技術を受けられない事情がある。自閉傾向の強い方などは、非常に怖いので、自分で理解できないことは全部拒否するため、診療拒否をされて亡くなられるケースが非常に多い。白内障などは健常の方だと日帰り手術でできるが、白内障でさえ治療できずに失明した子もいる。歯科医療は非常に進んでいるが、これは眼科、耳鼻科そういったところの医師と連携をとっていかないと、なかなか治療が進まないと思うので、そのあたりの働きかけをしていただきたい。

議長： 今日は時間の関係があるため、第Ⅱ編の2章「保健・医療の充実」までしかいかなかったが、その後の章立てにも関わる基本的な考え方ところで、委員の皆さまがたから積極的なご発言に感謝する。私の議事進行の部分は終了させていただき、事務局にお返しする。

3 その他

事務局： 事前に委員さんから皆様にご提案させていただきたい案件があり、まずはお説明をお願いします。(資料「越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への提案書」配布)

委員： 「越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への提案書」は、前回の会議でも出したが、その続きとして書いてきた。前回の会議で現地調査をという話をさせていただいたが、今回はその理由になる。(以下、配布資料に基づく)

私は、第3次障がい者計画進捗状況一覧を読んでも、どのように進捗しているのか良く分からない。これまで、私は市内の

施設や利用者の方が働く場などをみたことがないため、資料だけではなく、現場ではどうなのかを見て知る必要があると思う。前回の意見書で述べたように、委員の方と一緒に現地調査をして共有することが大事だと思う。

「1 入所施設の調査 5章4(1)－2、地域生活への移行、入所者の実態と今後の希望」は、施設から出たいと思っている人がどれだけいるのか、出たいと思っていても出られない理由は何なのか、そのまま施設にいたい人がどれだけいるのか、何故、そう思っているのか。

「2 活動の場調査 4章2(2)－3、しらこぼとの取り組みをみてみたい」は、しらこぼとや市内の活動支援センターが何をやっているのか、どんな人が来ているのか知りたい。

「5章1(2)－7、地域活動支援センター」はどんなところか、少し見てみたいと思っている。他の委員さんが気になる所があれば見に行くのも良いかなと思う。

事務局： この社会福祉審議会障害者福祉専門分科会として現地調査を行うとなると、委員のみなさまのお時間をとっていただくことになり、審議会としてやった場合、予算があるため、今からそれを計画して今年度を実施するというのは難しい。だからといって、委員のみなさまが現場を見て勉強されるのは、この素案に協力していただく中で、大変ありがたい。施設を見学し、勉強していただく機会として、特にしらこぼとは市が作った施設で、日時等をご連絡いただければ、施設に連絡して見学できるような手配はできる。審議会として調査というのはなかなか厳しいが、委員さん個人で連携する中で、例えばしらこぼとを見学していただく企画をされるのであれば、施設の対応の方の橋渡しは是非やらせていただきたい。

委員： やはり自分の知っている障がいしかわからないと、なかなか理解できない。手を上げてくださったので、私たち委員も他の障がいを理解するという意味でも企画に参加したいと思う。

事務局： 審議会ではなかなか難しいため、具体的にどうするか、お話しさせていただきたいと思う。

今後の日程について、次回は10月の上旬を予定。正式に日

程が決まり次第通知をさせていただく。

4 閉会

——岩本副分科会長あいさつ——

平成27年度第2回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会閉会。

以上